

(第1面)



産業廃棄物処理計画書

平成26年6月30日

鳥取県知事 様

提出者 鳥取県八頭郡若桜町大字若桜1111番地5
中一建設株式会社
住所 代表取締役 中尾 仁
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	中一建設株式会社
事業場の所在地	八頭郡若桜町若桜1111-5
計画期間	平成25年4月1日～平成26年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	昨年度元請完成工事高 581,044千円
③従業員数	26人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	アスファルト、コンクリートくず ⇒ 再生資源化 廃プラ、紙くず、木くず、金属くず 再生資源化 → 焼却 → 安定型埋立処分

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙-1			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			別紙-2
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスファルトくず	コンクリートくず
	排出量	59.83 t	1175.6 t
	(これまでに実施した取組) 発生抑制は余剰材の引き取り等により努めている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルトくず	コンクリートくず
	排出量	71 t	1058 t
	(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物の発生抑制に考慮した工事工法を採用する		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 他の廃棄物と分け鉄筋も抜いている できるだけ分離採集している		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) アスファルト塊に付着のアスファルト資源も含め再生できるよう コンクリート塊と確実に分別しさらに徹底する		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスファルトくず	コンクリートくず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) アスファルトがら、コンクリートがらは再生路盤などに再利用する。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルトくず	コンクリートくず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 現状と同じ		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスファルトくず	コンクリートくず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類	アスファルトくず	コンクリートくず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

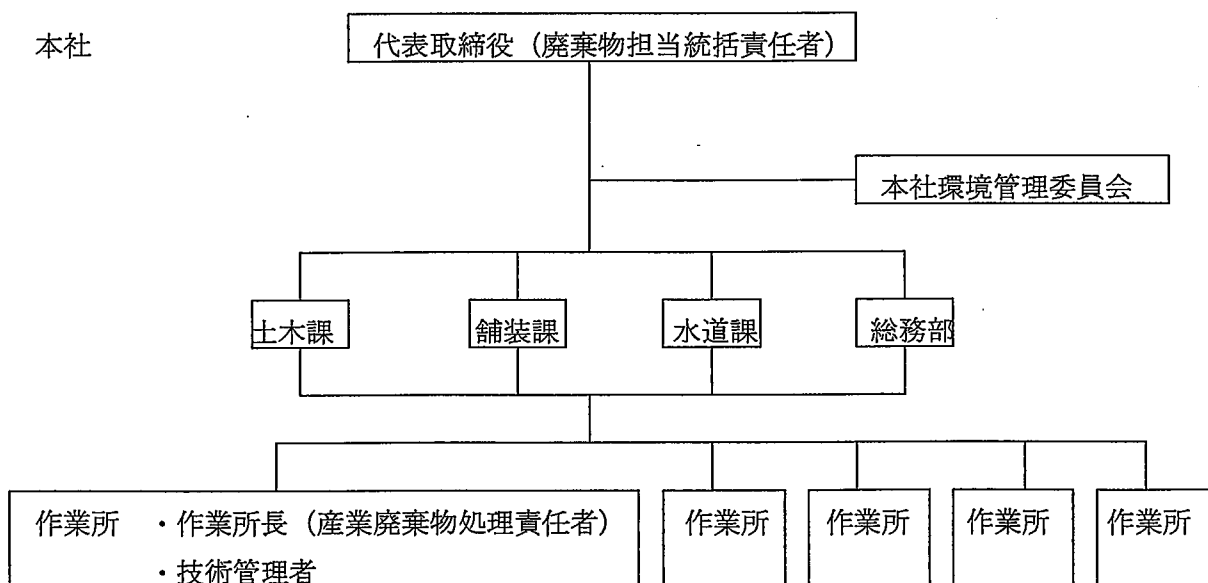
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスファルトくず	コンクリートくず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルトくず	コンクリートくず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（平成25年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	アスファルトくず	コンクリートくず
	全処理委託量	59.83 t	1175.6 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	59.83 t	1175.6 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
再生利用可能なものは、再生利用業者への委託 運搬から処分までの管理 マニフェストの徹底管理			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルトくず	コンクリートくず
	全処理委託量	71 t	1058 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	71 t	1058 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
現状と同じ			
※事務処理欄			

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

統括責任者	所 属：中一建設株式会社
廃棄物担当者	環境管理課 (組織人数 12人)
環境管理委員会	<p>○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員長—代表取締役 ・委 員—各作業所長 ・事務局—総務部
廃棄物処理 統括責任者	<p>○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認</p>
廃棄物管理	<p>○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連企業に対する教育・啓発 ○各作業所に対する情報提供、支援及び指導 ○その他関係する事項</p>

廃棄物管理組織



備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

